

特殊健康診断の実施頻度の特例

労働安全衛生法第66条等に「特殊健康診断」が定められており、高圧室内業務、潜水業務、放射線業務、特定化学物質業務、石綿業務、鉛業務、有機溶剤業務、四アルキル鉛業務、粉じん作業に従事する労働者を受検させなければいけません。実施頻度は主に「6ヵ月以内ごとに1回」ですが粉じん作業は「1年又は3年以内」、四アルキル鉛は「3ヵ月以内」となります。雇入れ時や配置換えの際にも特殊健康診断が必要になり「これまで作業に従事していなかったがこれから従事する者」も対象に含むので注意が必要です。

特定化学物質、鉛、有機溶剤、四アルキル鉛については健康診断の**実施頻度の特例**があり ①当該労働者が業務を行う場所における直近3回の作業環境測定の評価結果が**第1管理区分**に区分されたこと

②直近3回の健康診断の結果、当該労働者に新たな異常所見がないこと③直近の健康診断実施後に、軽微なものを除き作業方法の変更がないこと、の3要件を満たせば特殊健康診断の頻度を「1年以内ごとに1回」に緩和することができます。ただし有害性が高い製造禁止物質や特別管理物質（エチルベンゼン、クロム酸、インジウム等多数）は特例の対象外となりますので個別の項目の確認が必要です。

労基署長への申請・届出・認定等の定めはなく、要件を満たせば事業者判断で労働者ごとに適用します。物質によりますが従業員1人当たりおよそ6000円/年のコスト削減が期待できます。

労働衛生コンサルタント・産業医
河野裕一郎

参考文献

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について(令和4年5月31日)(基発0531第9号)